

お知らせ

自動車リサイクル法がスタートします

来月1月1日より使用済自動車のリサイクル等に関する法律（いわゆる自動車リサイクル法）がスタートします。これにより、自動車所有者には①リサイクル料金を支払うこと、②廃車する際は県知事または下関市長に登録された引取り業者に引き渡すこと、が義務付けられます。

具体的には、来月1月1日以降の新車の場合は購入する時に、現在お持ちの自動車は最初の車検時までに、車検を受けずに廃車する場合は廃車時に、国の指定を受けた自動車リサイクル促進センターにリサイクル料金をお支払いいただくことが必要になります。このリサイクル料金は、シュレッダーダスト（廃車の破砕後に残るゴミ）、エアバッグ類、フロン類のリサイクルや適正処理などに使われます。

■問い合わせ／
自動車リサイクルシステム

コンタクトセンター
☎03（5673）7396
県廃棄物・リサイクル対策課
☎083（933）2988
最寄りの県環境保健所または下関市環境保全課

県・市町村中小企業勤労者小口資金貸付制度

次の方を対象に、大学、短期大学等への進学資金を貸し付けますのでご利用ください。

■対象者

中小企業勤労者で県内に1年以上上居住し、同一事業所に1年以上勤務している方

■貸付限度額／300万円

■償還期間／10年以内

（うち在学期間中で4年以内の据置可）

■貸付利率／年2・5%

（別に保証料が必要）

※高等学校等の教育資金については、限度額70万円、償還期間3年以内（据置なし）

■申込先／中国労働金庫

■問い合わせ

商工観光課商工観光班
☎79・1003

県労働課
☎083（933）3215

県東部労政事務所
☎0834（21）3594

道路交通法の一部改正について

11月1日から携帯電話等の使用等に関する罰則などについて、道路交通法の一部が改正されました。

◎携帯電話等の使用等に関する罰則の見直し

自動車や原動機付自転車の走行中に、携帯電話等を手に持つて通話したりメールの送受信等のために画像を注視したりした者は、罰則の対象となります。（5万円以下の罰金）

◆車両種類と反則金額

（ハンズフリーは対象外）
大型自動車 7000円
普通自動車・自動二輪車 6000円
原動機付自転車 5000円

※行政処分基礎点数↓1点
◎飲酒検知拒否に対する罰金の引き上げ

飲酒検知拒否に対する罰金が引き上げられます。
◆5万円以下の罰金↓
改正後30万円以下の罰金

◎暴走族対策
集団暴走行為は、迷惑や危険

にあった方がいない場合でも検挙され、処罰の対象になります。

騒音運転等（罰則の新設）および消音器不備（罰則引き上げ）に係る反則金額等は次のとおりです。

◆車両種類と反則金額
大型自動車 7000円
普通自動車・自動二輪車 6000円
原動機付自転車 5000円

※行政処分基礎点数↓2点
（変更なし）

重大交通事故防止

10月11日、交通事故のために、尊い若者の命が失われました。大島警察署では重大交通事故防止のため、各種の取り組みを行ってまいります。

「ゆっくり走ろう安全大島」をキャッチフレーズに飲酒運転、速度違反などの取締りを強化、さらに交通安全教育も徹底してまいりますので皆様のご協力をお願いします。

◎ドライバーの皆さん！

車は便利なものですが、常に「危険」と隣り合わせでもあります。いつでも、どこでも、しっかりと安全運転に心がけましょう。夜間は視野が狭くなり、遠近感や接近速度に錯覚が生じやすくなります。

- ・「急がば回れ」常に安全な速度で走ろう
- ・「止まるだろう・渡らないだろう」といった「だろう運転」はやめよう
- ・「〇〇したつもり」は危険
安全確認はしっかり確実にしよう
- ・夕暮れ時は早めに「前照灯を点灯」し、歩行者や他車に自分の存在を知らせよう



ゆっくり走ろう 安全大島